

三原市立須波小学校不祥事防止委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 三原市立須波小学校教職員の不祥事防止の徹底を図るため、三原市立須波小学校不祥事防止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 三原市立須波小学校教職員(以下「教職員」という。)による不祥事の発生防止に係る調査、研究等に関すること。
- (2) 教職員の不祥事防止に係る教育活動上の課題や目標等の周知、防止策の立案等に関すること。
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 教務主任
- (4) 研究主任
- (5) 生徒指導担当
- (6) 保健主事

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、月1回開催する。ただし、委員長が必要があると認めるとき、委員会を開催することができる。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員は、事故等により出席できないときは代理の者を出席させることができる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(議決)

第7条 委員会において、議決を要する議事については、副委員長及び委員の出席者数の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(秘密の遵守)

第8条 委員長、副委員長及び委員は、委員会の会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教務主任において処理する。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。